



様式第3号

下妻地方広域事務組合 指令第G2305号

## 許 可 証

住 所 群馬県館林市苗木町2548番地  
氏 名 株式会社鷗商  
代表取締役 鷗崎 隆広

令和5年2月9日に申請のあった一般廃棄物の運搬業については、  
廃棄物の処理及び清掃に關する法律  
浄化槽法  
第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	群馬県館林市苗木町2548番地 株式会社鷗商
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（生ごみ）
業 務 の 内 容	下妻地方広域事務組合（下妻市・八千代町・常総市のうち旧石下町の区域）以外の許可を受けた市町村から収集した事業系一般廃棄物を下記の投入場所まで運搬する業務。
投 入 所 の 場 所	株式会社むかしの堆肥 下妻市黒駒1084番地1
営 業 許 可 期 間	令和5年 4月 1日 ~ 令和7年 3月31日まで
条 件	1. 廃棄物の処理及び清掃に關する法律及び関係法令（下妻地方広域事務組合条例等を含む。）を遵守するほか、管理者の指示に従うこと。 2. 投入する事業系一般廃棄物は、食品廃棄物（生ごみ）とする。

令和5年3月24日

下妻地方広域事務組合

管理 者 菊 池 博

